

# 小水道の手引き

令和5年3月

伊勢崎市環境部環境政策課

【問い合わせ先】

伊勢崎市 環境部環境政策課 環境企画係

〒372-0824

群馬県伊勢崎市柴町 954

(清掃リサイクルセンター21 管理棟 2階)

(電話) 0270-27-2733

(FAX) 0270-27-5388

(E-mail) [kankyou-s@city.isesaki.lg.jp](mailto:kankyou-s@city.isesaki.lg.jp)

## 目 次

I	小水道とは	1
II	小水道の区分	2
III	市役所への届出	3
IV	市役所への報告	4
V	管理体制の整備	6
VI	関係法令	7

# I 小水道とは

「小水道」とは、導管およびその他の工作物により、本市の区域内のみを対象として水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体であり、地下水などを水源として30人以上の人に水を供給する、水道法の規制を受けない水道です。

一般的に、水道とは水道法に規定された水道のことを指しており、水道事業（市町村水道等）、水道用水供給事業（県営水道等）のほか、専用水道や簡易専用水道などがあり、法的に様々な規制を受けています。

しかし、給水人口が100人以下の「小水道」については、水道法の適用外として管理が不十分となる可能性があります。小水道を設置等している人（事業者等）は、市条例及び規則に基づき、小水道により供給される水が人の飲用となることに注意し、安全で衛生的な飲料水の確保を図るようお願いします。

小水道は次の3つに分類されます（詳細は4ページを参照）

## ① 小水道事業

## ② 専用小水道

## ③ 専用自家水道

小水道を経営または設置した人を総称して、「小水道事業者等」といいます。  
小水道事業者等の義務については、

### ◆ 伊勢崎市小水道条例

および

### ◆ 伊勢崎市小水道条例施行規則

に規定しています。

（VI 関係法令 をご確認ください。）

すでに小水道を設置している人（事業者等）は、各種届出・報告などが必要になります。

また、これから小水道の設置などを検討している人（事業者等）は、事前に市役所環境部環境政策課（以下「市」という。）までお問い合わせください。

## Ⅱ 小水道の区分

### ① 小水道事業

給水区域を設けた小水道により、その区域内で生活する30人から100人の人の需要に応じて水を供給する事業です。

伊勢崎市小水道条例により規制	水道法により規制	
小水道事業	簡易水道	上水道
給水人口30から100人	給水人口101人から5000人	給水人口5001人以上

(注) ここでの給水人口とは、給水区域内で生活する人の数をいいます。

### ② 専用小水道

寄宿舎、社宅、療養所等の施設に居住する30人から100人の人の需要に応じて、その飲用や炊事など、継続的に日常生活を営むために必要な水を供給する水道です。

ただし、水道法の適用を受ける水道及び小水道事業の用に供する小水道から供給を受ける水のみを水源とするものを除きます。

伊勢崎市小水道条例により規制	水道法により規制
専用小水道	専用水道
居住人口30から100人	居住人口101人以上

(注1) 居住人口とは飲用や炊事など、継続的に日常生活を営むために必要な水の供給を受ける実居住人口のことをいいます。

(注2) 専用水道は、居住人口が101人以上または「1日の最大給水量が20m<sup>3</sup>を超える」水道です。「1日の最大給水量が20m<sup>3</sup>を超える」とは、1日に給水することができる最大の水量が、人の飲用や炊事・入浴などの生活用に使用する水量として20m<sup>3</sup>を超えることをいいます。そのため、工業用水、プールの水、公衆浴場、空調設備などに使用する水は算定から除きます。

### ③ 専用自家水道

学校、事務所、事業所等の施設を利用する30人以上の人（居住目的外）の需要に応じて、その飲用に必要な水を供給する水道です。

ただし、水道法の適用を受ける水道及び小水道事業の用に供する小水道から供給を受ける水のみを水源とするものを除きます。

伊勢崎市小水道条例により規制
専用自家水道
居住目的外の人口30人以上

(注) 居住目的外の人口とは、学校、事務所、事業所等における、居住ではない一時的に滞在している人の数をいいます。ただし、専用水道の該当施設を除きます。

◆ いずれの小水道に該当するかの判断については、市までお問い合わせください。

### Ⅲ 市役所への届出

小水道事業を開始した人（事業者等）、専用小水道または専用自家水道を設置した人（事業者等）は、条例・規則の内容をよく確認して必要な届出・報告をしてください。

届出事項	説明	届出様式
小水道事業を開始したとき	事業を開始した日から15日以内に、必要事項を記載した書類および図面(注)を添付して届け出てください。	小水道事業開始届（様式第1号）
専用小水道または専用自家水道を設置したとき	設置した日から15日以内に、必要事項を記載した書類および図面(注)を添付して届け出てください。	専用小水道・専用自家水道設置届（様式第2号）
届出事項に変更が生じたとき	すでに届け出ている住所、設置者名、施設規模などの事項に変更が生じたときは、変更の内容が確認できる書類および図面を添付してすみやかに届け出てください。	届出事項変更届（様式第3号）
給水の全部または一部を休止し、または廃止したとき	左記のときは、すみやかに届け出てください。なお、小水道事業者については、休止または廃止した給水区域を明らかにする地図を添付してください。	休止・廃止届（様式第4号）

(注) 届出様式のほか、添付書類が必要になる場合があります。条例、規則、様式内の注意事項等を確認して添付してください。

◆ 必要な様式は、環境政策課窓口でお渡しできます。また、市公式ホームページでもダウンロードできます。

## IV 市役所への報告

小水道事業者等は、水質検査を実施したときは、以下の報告をしてください。

報告事項	説明	届出様式
水質検査を実施したとき	小水道施設における次表の水質検査を行ったときは、水質検査に応じて届出が必要になります。	水質検査結果報告書 (様式第5号)

水 質 検 査	
条例第3条第1項または同条第2項の規定により届出をするとき	<p>◆ <b>原水の水質検査</b></p> <p>水質基準に関する省令の表（7ページ参照）の上欄に掲げる事項（同表21の項から31の項を除く40項目）。</p>
	<p>◆ <b>給水栓の水における水質検査</b></p> <p>同表に掲げる全項目（51項目）。</p>
条例第7条第1項の規定により水質検査を実施するとき	<p>◆ <b>定期の水質検査</b></p> <p>おおむね6ヶ月に1回以上、同表に掲げる全項目（51項目）の事項です。</p> <p>ただし、過去の水質検査の結果から市長が検査の必要がないと認める事項については省略することができます。</p>
	<p>◆ <b>臨時の水質検査</b></p> <p>水質基準に適合しないおそれがある、または市長が特に必要と認める場合に、同表に掲げる事項のうち市長が必要と認める事項です。</p>

（注）届出様式のほか、水質検査の結果を明らかにする書類の添付が必要になります。

### ※ 毎日の検査

色、濁り、消毒の残留効果について、1日1回以上検査を行ってください。

（注）報告の義務はありませんが、市職員による立入検査時等に確認する場合があります。

小水道事業者等は、その供給する水が水質基準に関する省令の表に定める基準に適合する水となるように、十分注意してください。

水質検査の項目については次ページを参照してください。

## 《水質検査項目及び省略項目の考え方》

(注) 表は「水質基準に関する省令の表」を省略の考え方を含めて分かりやすく示したものです。

項目番号	定期検査項目	基準値	省略可否	省略の基準
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	×	-
2	大腸菌	検出されないこと	×	-
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	○	過去1/2以下(注1)
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	○	過去1/2以下(注1)
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	○	過去1/2以下(注1)
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	○	過去1/2以下(注1)
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	○	過去1/2以下(注1)
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下	○	過去1/2以下(注1)
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	○	過去1/10以下(注2)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	○	過去1/10以下(注2)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	○	過去1/10以下(注2)
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	○	過去1/2以下(注1)
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	○	過去1/2以下(注1)
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	○	過去1/2以下(注1)
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	○	過去1/2以下(注1)
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	○	過去1/2以下(注1)
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	○	過去1/2以下(注1)
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	過去1/2以下(注1)
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	過去1/2以下(注1)
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	○	過去1/2以下(注1)
21	塩素酸	0.6mg/L以下	○	過去1/2以下(注1)
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	○	過去1/10以下(注2)
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	○	過去1/10以下(注2)
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	○	過去1/10以下(注2)
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	○	過去1/10以下(注2)
26	臭素酸	0.01mg/L以下	○	過去1/10以下(注2)
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	○	過去1/10以下(注2)
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	○	過去1/10以下(注2)
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	○	過去1/10以下(注2)
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	○	過去1/10以下(注2)
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	○	過去1/10以下(注2)
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	○	過去1/2以下(注1)
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	○	過去1/2以下(注1)
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	○	過去1/2以下(注1)
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	○	過去1/2以下(注1)
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	○	過去1/2以下(注1)
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	○	過去1/2以下(注1)
38	塩化物イオン	200mg/L以下	×	-
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	○	過去1/2以下(注1)
40	蒸発残留物	500mg/L以下	○	過去1/2以下(注1)
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	○	過去1/2以下(注1)
42	ジェオスミン	0.0001mg/L以下	○	過去1/2以下(注3)
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下	○	過去1/2以下(注3)
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	○	過去1/2以下(注1)
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	○	過去1/2以下(注1)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	×	-
47	pH値	5.8以上8.6以下	×	-
48	味	異常でないこと	×	-
49	臭気	異常でないこと	×	-
50	色度	5度以下	×	-
51	濁度	2度以下	×	-
毎1	色	異常でないこと	×	-
毎2	濁り	異常でないこと	×	-
毎3	消毒の残留効果	遊離残留塩素が0.1mg/L以上 (結合残留塩素の場合は0.4mg/L以上)	×	-

- (注1) 検出状況を考慮し、過去1年間(2年間を推奨)の検査結果が1/2以下である場合は、省略可能。  
 (注2) 検出状況を考慮し、過去1年間(2年間を推奨)の検査結果が1/10以下である場合は、省略可能。  
 (注3) 水源が湖沼等、水が停滞しやすい表流水でない場合は、省略可能。  
**(注4) 省略した項目についても、5年に1回は検査を実施すること。**

### 水質検査の省略項目

定期的な水質検査は、原則は給水栓の水について、おおむね6ヶ月に1回以上、水質基準に関する省令の表に掲げる全項目(51項目)の検査を実施することになりますが、過去の水質検査の結果から判断して、検査項目を省略することが可能な場合があります。省略の考え方については、上の表を参考して下さい。

### 原水の水質検査

原水の水質検査については、条例第3条第1項または同条第2項の場合のみですが、地下環境の変化により原水の成分に影響が生じる可能性があることから、**原水についても、状況に応じて適宜水質検査を実施することが望ましい**と考えられます。

## V 管理体制の整備

小水道事業者等は、以下の点に注意し、小水道の適正な管理をお願いします。

- ・ 小水道事業者等は、施設の衛生管理をする責任者を定めて、適正な施設管理を行ってください。
- ・ 施設管理に必要な主要施設の図面や関係書類、工具や検査機器などを整備・保管してください。
- ・ 施設の点検や清掃、修理、条例に基づく水質検査などを行ったときは、その記録を作成し5年間保存してください。

### ◆ 衛生管理

- ・ 小水道施設は常に清潔に保ち、施設の周囲にみだりに人畜が立ち入らないように、立札の掲示や柵の設置、施錠などの措置を講じてください。
- ・ 施設への汚水の流入や漏水などには十分注意してください。
- ・ 給水栓末端での遊離残留塩素は、水1Lにつき0.1mg以上（結合残留塩素の場合は水1Lにつき0.4mg以上）を保持するよう消毒設備の調整を行ってください。
- ・ 小水道施設の各部については定期的に点検を行い、清潔を保持し、異常や故障の早期発見に努めてください。

### ◆ 水質管理

小水道により供給される水は、水質基準に関する省令の表に定める水質基準に適合しなければなりません。小水道事業者等は、毎日の検査および定期的水質検査を実施し、給水栓の水が水質基準に適合しているかを確認し、もし適合していない場合は、その原因を究明し対策を講じてください。

### ◆ 薬品の管理

原水の塩素消毒や浄水処理に使用する薬品については、関係法令や基準を遵守して保安用具などを整備するとともに、適正な使用を行ってください。

### ◆ 緊急時の措置

万が一、汚染事故が発生し、人の健康を害するおそれがあることを察知したときは、すみやかに、次の措置をとってください。

- ・ 給水を即時に停止して、利用者および居住者に水道水を使用しないように警告を発するとともに、市などに連絡し指示に従ってください。
- ・ 汚染原因を調査のうえ、必要な措置をとり、給水再開に向けて市の指示に従ってください。



## VI 関係法令

### 伊勢崎市小水道条例

(目的)

第1条 この条例は、小水道の設置及び維持管理を適正かつ合理的なものにすることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小水道 導管及びその他の工作物により、本市の区域内のみを対象として水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、水道法（昭和32年法律第177号）に規定する水道事業及び水道用水供給事業の用に供する水道、専用水道並びに臨時に設置されたものを除く。
- (2) 小水道事業 一般の需要に応じて、30人以上の者に小水道により水を供給する事業及び当該事業を行う者に対してその用水を供給する事業をいう。
- (3) 小水道事業者 小水道事業を経営する者をいう。
- (4) 専用小水道 寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であって、30人以上の者にその居住に必要な水を供給するものをいう。ただし、水道法の適用を受ける水道及び小水道事業の用に供する小水道から供給を受ける水のみを水源とするものを除く。
- (5) 専用自家水道 学校、事務所、事業所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であって、30人以上の者にその飲用に必要な水を供給するものをいう。ただし、水道法の適用を受ける水道及び小水道事業の用に供する小水道から供給を受ける水のみを水源とするものを除く。
- (6) 小水道事業者等 小水道事業者又は専用小水道若しくは専用自家水道の設置者をいう。
- (7) 小水道施設 小水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用小水道及び専用自家水道にあつては、給水施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。）であつて、当該小水道事業者等の管理に属するものをいう。

(届出)

第3条 小水道事業者は、小水道事業を開始したときは、当該小水道事業の開始の日から起算して15日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2 専用小水道又は専用自家水道の設置者は、専用小水道又は専用自家水道を設置したときは、当該小水道施設の設置の日から起算して15日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第4条 小水道事業者等は、前条の規定により届出をした事項に変更があつたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(休止又は廃止の届出)

第5条 小水道事業者等は、給水の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(給水義務)

第6条 小水道事業者は、給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 小水道事業者は、当該小水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合は、給水区域の全部又は一部につき給水を停止することができる。

(水質検査)

第7条 小水道事業者等は、規則で定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

2 小水道事業者等は、前項に規定する水質検査を行ったときは、規則で定めるところにより、当該水質検査の結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(衛生上の措置)

第8条 小水道事業者等は、小水道施設の管理及び給水に関し、次に掲げる基準に従い、衛生上必要な措置を講じなければならない。

(1) 常に清潔にし、水の汚染の防止を十分に行うこと。

(2) みだりに人畜が立ち入って水が汚染されるのを防止するため、必要に応じて柵の設置又は施錠等の措置を講ずること。

(3) 原水の質により必要があるときは、規則で定めるところにより、消毒をした上で給水すること。

(報告の徴収及び立入検査)

第9条 市長は、小水道の管理又は小水道事業の適正を確保するため必要があると認めるときは、小水道事業者等から必要な報告を徴し、又はその職員に事務所及び小水道施設のある場所に立ち入らせ、必要な検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う場合は、その職員は、その身分を明らかにする証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善の指示及び給水停止命令)

第10条 市長は、小水道について、衛生上又は保安上必要があると認めるときは、当該小水道事業者等に対し、期間を定めて、当該小水道施設を改善するよう指示することができる。

2 市長は、小水道事業者等が前項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該小水道の利用者の健康を害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、給水を停止するよう命ずることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に群馬県小水道条例(昭和33年群馬県条例第67号)の規定により群馬県知事が行った処分、手続その他の行為又は群馬県知事に対して行われた申請その他の行為で、施行日以後に、新たに市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

## 伊勢崎市小水道条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢崎市小水道条例（平成25年伊勢崎市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 条例第3条第1項の規定による届出は、小水道事業開始届（様式第1号）に次の事項を記載した書類及び図面のほか、市長が必要と認めるものを添付して行うものとする。

- (1) 給水区域及び小水道施設の位置を明らかにする地図
- (2) 原水について、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項（同表21の項から31の項までに掲げる事項を除く。）に関し行った水質検査の結果
- (3) 給水栓における水について、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行った水質検査の結果
- (4) 主要な小水道施設の構造を明らかにする平面図及び断面図

2 条例第3条第2項の規定による届出は、専用小水道・専用自家水道設置届（様式第2号）に次の事項を記載した書類及び図面のほか、市長が必要と認めるものを添付して行うものとする。

- (1) 給水場所及び小水道施設の位置を明らかにする地図
- (2) 原水について、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項（同表21の項から31の項までの事項を除く。）に関し行った水質検査の結果
- (3) 給水栓における水について、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行った水質検査の結果

(変更の届出)

第3条 条例第4条の規定による届出は、届出事項変更届（様式第3号）に、変更の内容が確認できる書類及び図面を添付して行うものとする。

(休止又は廃止の届出)

第4条 条例第5条の規定による届出は、休止・廃止届（様式第4号）により行うものとする。この場合において、小水道事業者にあつては、休止又は廃止した給水区域を明らかにする地図を添付するものとする。

(水質検査)

第5条 条例第7条第1項の規定により行う定期及び臨時の水質検査に係る検査事項及び基準は、水質基準に関する省令に定めるところによる。

- 2 定期の水質検査は、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項についておおむね6月につき1回行うものとする。ただし、市長が検査の必要がないと認める事項については、当該検査を省略することができるものとする。
- 3 臨時の水質検査は、当該小水道により供給される水が水質基準に関する省令に定める基準に適合しないおそれがあるときその他市長が特に必要と認める場合に、同省令の表の上欄に掲げる事項のうち、市長が必要と認める事項について行うものとする。
- 4 前2項に定めるもののほか、当該小水道により供給される水について、1日に1回以上、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を行うものとする。
- 5 前3項に規定する水質検査を行ったときは、当該検査の結果を記載した書類を、当該検査を行

った日から起算して5年間保存しなければならない。

- 6 条例第7条第2項の規定による報告は、水質検査結果報告書（様式第5号）に検査の結果を明らかにする書類の写しを添付して行うものとする。

（衛生上の措置）

第6条 条例第8条第1号の小水道施設を常に清潔にし、水の汚染の防止を十分に行うこととは、小水道の給水栓における水の遊離残留塩素が1リットルにつき0.1ミリグラム（結合残留塩素の場合は、1リットルにつき0.4ミリグラム）以上を保持するように塩素消毒をすることとする。

- 2 条例第8条第3号の規則で定める消毒は、供給する水が病原生物に汚染されるおそれがあるとき若しくは病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがあるとき又は水源地若しくは給水区域に消化器系感染症が流行し、若しくは流行のおそれがある場合において、給水栓における水の遊離残留塩素が1リットルにつき0.2ミリグラム（結合残留塩素の場合は、1リットルにつき1.5ミリグラム以上）を保持するように塩素消毒をすることとする。

（立入検査の身分証明書）

第7条 条例第9条第2項の証明書は、身分証明書（様式第6号）とする。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第35号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日規則第28号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。